

空知教育センター組合次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

平成17年 4 月28日

組合規則 第 2 号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規則で定める次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員（以下「機関等」という。）で政令で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同令第2項の規則で定める職員は、当該機関等の区分に応じ、同表の右欄に掲げるものとする。

空知教育センター組合組合長	空知教育センター組合組合長が任命する職員
---------------	----------------------

附 則

この附則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 6 月27日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条規定による改正後の空知教育センター組合事務局組織規則の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公印規則の規定、第3条の規定による空知教育センター組合職員の職名に関する規則の規定、第4条の規定による空知教育センター組合次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の規定及び第5条の規定による滝川市の規則の準用に関する規則の規定は、平成18年 3 月27日から適用する。